



三重県公報

令和3年2月16日 (火)

第 183 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
27	三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(農産物安全・流通課)	2
28	法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則の一部を改正する規則	(公共用地課)	2
公 安 委 規 则			
3	三重県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則	(公安委員会)	2
告 示			
93	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	21
94	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都市政策課)	21
95	同件	(同)	22
96	証紙の販売所の名称を変更する旨の届出	(出納局)	22
97	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	22
98	証紙の販売所を廃止する旨の届出	(同)	22
99	政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する告示	(同)	22
100	三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示	(同)	23
公 告			
	土地改良区監事及び清算人の退任の届出	(農地調整課)	23
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	24
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	24
	環境影響評価書及び要約書の縦覧	(都市政策課)	24
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(広聴広報課)	25

**規
則**

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年1月16日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十七号

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則（平成二十年三重県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式及び第四号様式中「四」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている報告書は、改正後の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された報告書とみなす。

法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年1月16日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十八号

法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則の一部を改正する規則

法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則（平成十二年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの規定中「三重県知事 棲」を「三重県知事 宛て」に改め、「四」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書又は届出書は、改正後の法定外公共用財産の使用及び収益に関する規則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

公 告 條 規 则

三重県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年1月16日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

三重県公安委員会規則第三号

三重県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

（三重県道路交通法施行細則の一部改正）

第一条 三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の一から第一号様式の四までの規定中「道路交通法第44条」を「道路交通法第44条第1項各号」に改める。

第二号様式の一中「⑤」及び「備考 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。」を削る。

第一号様式の一の二及び第二号様式の一の三を次のように改める。

第2号様式の1の2(第6条関係)

通行禁止除外指定申請書 (身体障害者等用)					年 月 日
三重県公安委員会 様					
申請者 住 所 氏 名 (電話)					
被交付者	住 所 (フリガナ) 氏 名 (電話)	年 月 日生 (生 歳)			
通行しようとする通行禁止道路の区間					
除外指定を必要とする理由	次の障害により歩行が困難なため				
	1 身体障害者手帳	交付年月日	年 月 日	番 号	
		障 害 名	級 別 級		
	2 戦傷病者手帳	交付年月日	年 月 日	番 号	
		重度障害の程度	項症		
	3 療育手帳	交付年月日	年 月 日	番 号	
		障害の程度	A 1 A 2		
4 精神障害者保健福祉手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
	障 害 等 級	級			
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()				
車両(登録)番号	号				
主たる運転者	被交付者との関係	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()			
	氏 名	年 月 日生 (生 歳)			
	免許種別	1 普1 2 普2 3 大1 4 その他 ()			
	免許番号	第 号			
	免許条件				
※標章の交付種別	1 新規 2 更新 3 再交付 (2及び3の場合のみ、)	年 月 日交付			

備考1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。

2 車両の種類、車両(登録)番号及び主たる運転者欄は、あらかじめ使用する車両が特定できる場合に記載すること。

3 ※印欄は、記入しないこと。

(規格A4)

第2号様式の1の3（第6条関係）

通行禁止除外指定申請書 (紫外線要保護者用)					年 月 日
三重県公安委員会 様					
申請者 住 所 氏 名 (電話)					
被交付者	住 所 (フリガナ) 氏 名 (電話)	年 月 日生 (生歳)			
通行しようとする通行禁止道路の区間					
除外指定を必要とする理由	1 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている。 2 疾患名が色素性乾皮症である。				
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()				
車両(登録)番号	号				
主たる運転者	被交付者との関係 (フリガナ) 氏 名	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()	年 月 日生 (生歳)		
	免許種別	1 普1 2 普2 3 大1 4 その他 ()			
	免許番号	第 号			
	免許条件				
※標章の交付種別	1 新規 2 更新 3 再交付 (2及び3の場合のみ、	年 月 日付)			
※備考					
※確認先の機関					
指定医療機関名					
医 师 名					
確 認 年 月 日					
確認者 所属		氏名			

備考 1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。
 2 車両の種類、車両(登録)番号及び主たる運転者欄は、あらかじめ使用する車両が特定できる場合に記載すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

(規格A4)

第11号様式の11中「④」及び「備考 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

第11号様式の11及び第11号様式の四を次のように改める。

第2号様式の3（第6条関係）

駐車禁止除外指定申請書 (身体障害者等用)					年 月 日	
三重県公安委員会 様						
申請者 住 所 氏 名 (電話))						
被交付者	住 所 (フリガナ) 氏 名 (電話))					年 月 日生 (歳)
除外指定を必要とする理由	次の障害により歩行が困難であるため					
	1 身体障害者手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
		障 害 名		級 別	級	
	2 戦傷病者手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
		重度障害の程度	項症			
	3 療育手帳	交付年月日	年 月 日	番 号		
障害の程度		A 1 A 2				
4 精神障害者保健福祉手帳	交付年月日	年 月 日	番 号			
	障 害 等 級	級				
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()					
車両(登録)番号						号
主たる運転者	被交付者との関係	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()				
	氏 名	年 月 日生 (歳)				
	免許種別	1 普1 2 普2 3 大1 4 その他 ()				
	免許番号	第 号				
	免許条件					
※標章の交付種別	1 新規 2 更新 3 再交付 (2及び3の場合のみ、)	年 月 日付)				

備考1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。

2 車両の種類、車両(登録)番号及び主たる運転者欄は、あらかじめ使用する車両が特定できる場合に記載すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

(規格A4)

第2号様式の4（第6条関係）

駐車禁止除外指定申請書 (紫外線要保護者用)					年 月 日
三重県公安委員会 様					
申請者 住 所 氏 名 (電話)					
被交付者	住 所 (フリガナ) 氏 名 (電話)	年 月 日生 (歳)			
除外指定を必要とする理由	小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けており、疾患名が色素性乾皮症であるため				
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他 ()				
車両(登録)番号	号				
主たる運転者	被交付者との関係	1 本人 2 保護者 3 配偶者 4 その他 ()			
	(フリガナ) 氏 名	年 月 日生 (歳)			
	免許種別	1 普1 2 普2 3 大1 4 その他 ()			
	免許番号	第 号			
	免許条件				
※標章の交付種別	1 新規 2 更新 3 再交付 (2及び3の場合のみ、年 月 日交付)				
※備考					
※確認先の機関					
指定医療機関名					
医 师 名					
確 認 年 月 日					
確認者 所属		氏名			

- 備考 1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。
 2 車両の種類、車両(登録)番号及び主たる運転者欄は、あらかじめ使用する車両が特定できる場合に記載すること。
 3 ※印欄は、記入しないこと。

(規格A4)

第11号様式中「㊿」及び「備考 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第10条関係）

駐車許可申請書		年月日
警察署長	様	
		申請者 住所
		氏名
(法人にあつては、所在地及び名称並びに代表者の役職及び氏名)		
(電話番号 —)		
車両の種類	1 普乗 2 普貨 3 軽四乗 4 軽四貨 5 その他()	
車両(登録)番号	号	
駐車を必要とする場所		
駐車の時間	年 月 日 時 分から	分までの(日 分間)
駐車の目的		
現場責任者	申請者との関係	
	住 所	
	氏 名	(電話番号 —)

※ 第 号 駐車許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の駐車方法・条件に従うこと。	
駐車方法	
条 件	1 駐車中は、この許可証を許可に係る車両の前面ガラスに提示すること。 2
年 月 日 警察署長 団	

(規格A4)

- 備考 1 該当する番号を○で囲み、必要事項を記載すること。
 2 ※印欄は、記入しないこと。

第七号様式中「印」を削る。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式（第11条—第12条の3関係）

緊急自動車・指定申請書 道路維持作業用自動車届出書		年月日
三重県公安委員会様		
住 所 (申請者) 届出者 氏名 (電話)		
用 途		
自動車を使用する者の住所及び氏名		
車種		車名
型式		登録 (車両) 番号
塗色		車台番号
自動車の使用の本拠の位置及び名称		

(規格 A 4)

備考　自動車検査証の写し又は自動車仕様書を添付すること。

第十号様式中「印」及び「備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

第十 一 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る。

第11号様式（第11条—第12条の3関係）

緊急自動車・指定証再交付申請書 道路維持作業用自動車・届出確認証再交付申請書	
年　月　日	
三重県公安委員会 様	
申 請 者 住所 氏名	
指定証・届出確認証の交付年月日及び番号	年　月　日　第　号
用　途	
車　種	車　名
型　式	登　録 (車両)番号
塗　色	車台番号
再　交　付　申 請　の　理　由	

(規格A4)

備考 汚損又は破損のため再交付の申請をする場合には、汚損し、又は破損した指定証・届出確認証を添付すること。

第十11号様式中「⑩」及び「備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

第十1号様式の1|及び第十1号様式の11|を次のよう改める。

第12号様式の2（第12条の4関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																
年　月　日																
三重県公安委員会様																
氏名・生年月日									年　月　日							
住所																
審査に係る緊急自動車の種類			中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
現に受けている免許	交付公安委員会名		公安委員会													
	交付年月日		年　月　日			有効期限		年　月　日								
	免許証番号		第　　号													
	第一種 免許	二・小・原		年　月　日												
		その他		年　月　日												
	第二種免許			年　月　日												
	免許の種類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大型 二	中 型 二	普通 二
免許の条件																
緊急自動車の使用者	所在地		(電話　局　一　番)													
	職名															
	氏名															

(規格A4)

備考 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。

第12号様式の3（第12条の4関係）

緊急自動車運転資格記載申請書																						
年　月　日																						
三重県公安委員会様																						
氏名・生年月日						年　月　日																
記載申請の理由		運転免許を受けていた 期間が法定期間に達しているため				運転免許証を再交付されたため、 その他、																
審査合格年月日		年　月　日																				
審査公安委員会		公安委員会																				
緊急自動車の種類		中型　準中型　普通　大自二　普自二　小型二輪																				
現に受けている免許	交付公安委員会名		公安委員会																			
	交付年月日		年　月　日			有効期限			年　月　日													
	免許証番号		第　　号																			
	第一種	二・小・原	年　月　日																			
	免許	その他の	年　月　日																			
	第二種免許		年　月　日																			
免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大型	中型	普通	大型	けん引	二	二	二	二	二	二
緊急自動車の使用者	所在地	(電話　　局　　一　　番)																				
	職名																					
	氏名																					

備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合のみ記載すること。

2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

(規格A4)

第十三号様式、第十二号様式の一、第十五号様式、第十六号様式及び第二十一号様式中「回」を削る。

第二十五条様式中「取扱者印」を「取扱番」に改める。

(二)三重県自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正

第二条 三重県自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成十四年三重県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五号様式及び第六号様式中「回」を削る。

(委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則の一部改正)

第三条 委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則(平成十七年三重県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※登録年月日	年 月 日
※登 録 番 号	

登録申請書
登録更新

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の
第7項において準用する同条第2項の規定により登録更新
申請をします。

年 月 日

三重県公安委員会 様

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代表者の氏名)

(ふりがな) 法人の名称			
主たる事務所 の 所 在 地	電話 () -		
法人の種類	1 株式会社	2 有限会社	3 財団法人 4 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名			

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し（2名以上）	
	<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	

備考 ※印欄には記載しないこと。

(規格A4)

様式第二号及び様式第四号中「(四)」を削る。

様式第九号中「(四)」及び「3 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

様式第十号中「検印」を「確認」に改める。

様式第十ー号中「(四)」及び「4 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

様式第十ー号中「検印」を「確認」に改める。

様式第十二号中「(四)」及び「3 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

様式第十四号中「(四)」を削る。

様式第十六号から様式第十八号までの規定中「(四)」及び「4 申請者は、記名し、及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

(二)重県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第四条 二重県公安委員会審査請求手続規則(平成二十八年二重県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第十二号を次のように改める。

様式第13号（第9条、第16条関係）

年 月 日

還付請書

三重県公安委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 錄			
番号	品 名	数 量	備 考

取扱者 職

氏 名

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第一十一号、様式第一十二号、様式第二十一号及び様式第二十九号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際に改正前の三重県道路交通法施行細則、三重県自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則及び三重県公安委員会審査請求手続規則（次項においてこれらを「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県道路交通法施行細則、三重県自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手續に関する規則及び三重県公安委員会審査請求手続規則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 93 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ぎゅーとらラブリー垣鼻店
松阪市垣鼻町 491 番地
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,997 m²
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m²以下となる年月日
令和 2 年 6 月 29 日
- 変更の理由
建物の解体のため

三重県告示第 94 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

- 都市計画の種類及び名称
鈴鹿都市計画道路
1・4・1 号鈴鹿亀山道路
3・3・5 号鈴鹿中央線
3・4・8 号加佐登鼓ヶ浦線
- 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 縦覧場所
三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第 95 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画道路

1・4・1 号鈴鹿亀山道路

3・4・2 号川崎下庄線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県国土整備部都市政策課

三重県告示第 96 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	販 売 所 の 名 称		変更年月日
	旧	新	
三重北農業協同組合	笠田支店	員弁支店	令和 3 年 2 月 27 日

三重県告示第 97 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
三重北農業協同組合	員弁支店	いなべ市員弁町宇野 55	いなべ市員弁町笠田新田 111 番地	令和 3 年 2 月 27 日

三重県告示第 98 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止する旨の届出がありました。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

販売人の名称	廢 止 す る 販 売 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
三重北農業協同組合	大泉支店	いなべ市員弁町大泉 1257-1	令和 3 年 2 月 27 日

三重県告示第 99 号

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 2 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する告示

政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 趣旨</p> <p>この処理手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する<u>2012年3月30日</u>ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月<u>15日</u>マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける県及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達（以下「調達」という。）に係る苦情の処理手続について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この処理手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する<u>1994年4月15日</u>マラケシュで作成された政府調達に関する協定、<u>2012年3月30日</u>ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける県及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達（以下「調達」という。）に係る苦情の処理手続について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第100号

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年2月16日

三重県知事 鈴木英敬

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年三重県告示第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する<u>2012年3月30日</u>ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月<u>15日</u>マラケシユで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（次条において「協定等」という。）の適用を受ける県及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達（次条において「調達」という。）に関する苦情について、公平かつ独立した立場から検討を行うため、三重県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する<u>1994年4月15日</u>マラケシュで作成された政府調達に関する協定、<u>2012年3月30日</u>ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（次条において「協定等」という。）の適用を受ける県及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達（次条において「調達」という。）に関する苦情について、公平かつ独立した立場から検討を行うため、三重県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第

17 項の規定により、次の土地改良区から監事及び清算人の退任の届出がありました。

令和 3 年 2 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

加佐登土地改良区（鈴鹿市加佐登三丁目 16 番 36 号）

退任監事

鈴鹿市上田町 1007 番地

市 川 繁 治

〃 加佐登一丁目 22 番 50 号

山 口 利 博

退任清算人

鈴鹿市加佐登三丁目 16 番 36 号

野 口 公 生

〃 上田町 386 番地

川 北 次 夫

〃 加佐登一丁目 26 番 26 号

井 分 功

〃 上野町 43 番地

伊 藤 貢

〃 加佐登一丁目 10 番 20 号

守 藤 武

〃 上田町 953 番地

市 川 正 之

〃 鈴鹿市石薬師町 34 番地

市 川 壮 文

〃 上田町 578 番地の 1

藤 田 隆 久

〃 加佐登二丁目 11 番 8 号

岡 田 光 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（長島町土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和 3 年 2 月 5 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 3 年 2 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 2 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（2 級基準点測量）

2 作業期間

令和 3 年 1 月 18 日から同年 6 月 11 日まで

3 作業地域

津市一志町波瀬

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 21 条第 2 項の規定により、環境影響評価書を作成しましたので、同法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 27 条の規定により、次のとおり環境影響評価書等を縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 16 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

三重県津市広明町 13 番地

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 都市計画道路 鈴鹿亀山道路

(2) 種類 一般国道の改築

(3) 道路延長 約 10.5km

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

- 環境影響評価書において表示します。
- 4 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第15条第1項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
鈴鹿市及び亀山市の一部
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧の場所
三重県国土整備部都市政策課、三重県鈴鹿建設事務所事業推進室幹線道路課、鈴鹿市都市整備部都市計画課及び亀山市産業建設部都市整備課
 - (2) 期間
令和3年2月16日から同年3月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで
- 6 その他
当該環境影響評価書については、三重県国土整備部都市政策課のホームページでも公開しています。
ホームページアドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/toshiki/hp/>

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年2月16日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和3年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約）
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和4年3月31日（木）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県が指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システ

ムの利用登録が必要です。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録を行ってください。調達システムで入札する場合にあっては、調達システムより競争入札参加資格確認申請を令和3年3月16日(火)11時までに行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。また、書面により入札に参加する者にあっては、競争入札参加資格確認申請書(紙入札用)を5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。(※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書を提出してください。)落札候補者に求める書類の提出期限は、令和3年3月30日(火)17時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの。)の写し(提示可)
- (4) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図(様式任意)

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班 担当 宮澤
電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県戦略企画部広聴広報課広報班 担当 木谷
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和3年3月29日(月)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年3月18日(木)までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年3月29日(月)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年3月29日(月)14時30分

なお、三重県庁内郵便局へは令和3年3月22日(月)から同月29日(月)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留
 受取人 三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班
 案件名 令和3年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約）

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年3月29日（月）15時
 場所 三重県津市広明町13番地
 三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :
Printing and other appointed duties for the "Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News"
- (2) Bid Submission Deadline
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Monday, March 29, 2021.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, March 22, 2021 and 2:30 P.M. on Monday, March 29, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Monday, March 29, 2021.
- (4) Managing Authority :
Public Relations Division, Department of Strategic Planning, Mie Prefecture.
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2788

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
